

## 中小企業金融円滑化法の期限到来後のお取引について

法期限到来後も、当金庫の金融円滑化に向けた基本方針に変わりはありません。引き続き、経営支援や返済条件の緩和などお気軽にご相談下さい。

中小企業金融円滑化法は平成 25 年 3 月末に期限を迎えましたが、期限到来後も当金庫は地域の金融円滑化に向けた取組みを継続致します。

経営課題の解決に向けた経営支援・経営相談などについて、これまでと変わらず積極的に取り組みさせていただきます。

### 基本方針・取組方針

紀北信用金庫は地域金融の円滑化に対して全力で地域の中小企業及び個人のお客様を応援します。

都市部においては経済状況の回復基調も見られますが、当地域における経済状況は未だ厳しい状況であります。地域産業の長期低迷により地元企業の業況は後継者問題を含め、さらに厳しく、過疎化の要因の一つとなっております。その中で地域金融機関として、中小企業や個人のお客様に対して安定した資金供給とお客様の経営課題の解決に向けた相談など継続的にご支援させて頂く事が当金庫の最大の責務と認識致しております。

平成 25 年 3 月末に金融円滑化法が終了しましたが、これからも資金計画や返済計画についてのご相談・ご支援に積極的に取り組みすることでこの地域を応援致します。